

平成26年（ノ）第16号損害賠償請求調停事件の損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成26年(2014年)12月10日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

平成26年（ノ）第16号損害賠償請求調停事件の損害賠償額の決定について

町田市民病院における損害賠償請求調停事件に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

1 事件発生年月日 2011年10月15日

2 事件発生場所 町田市民病院病室

3 事件の概要 2010年9月町田市民病院において発育不全による低体重で出生した子が、在宅で療養中、2011年4月に肺の疾患等により当院小児科へ入院した。

入院中の2011年10月15日夜、脈拍が触知できない状態で発見されたため、ICUで治療を行っていたが、治療の甲斐なく、2012年7月26日に亡くなられた。

調停では、発生時に病院の対応に遅れがあった事などに対する損害賠償額について協議されていたが、調停委員を交えた話し合いの結果、賠償額が示され、合意案がまとまったものである。

4 事件の種別 損害賠償請求調停事件

5 申立人の住所

6 申立人の氏名

7 損害賠償額 35,000,000円